

お知らせ

重度の身体・知的しょうがいのある人に
紙おむつ等を支給

紙おむつ・おむつカバー（5万4千円相当分）を現物で支給します。対象は平成20年1月1日時点で次の要件をすべて満たし、かつ前1年間に6か月以上在宅で生活した人です。

- 1、2級の身体障害者手帳（肢体不自由）または、重度（A）の療育手帳の交付を受けている人
 - 満3歳以上65歳未満の人
 - しょうがいにより常時おむつが必要で、現に使用している人
 - 平成18年分の所得税が非課税世帯の人
- 【受付期間】 1月7日（月）～1月31日（木）
【持ち物】 身体障害者手帳または療育手帳と印鑑

お問合せ・申込みは、
福祉課しょうがい福祉グループ
（☎⑥6518）
浅井支所市民福祉課（☎⑦4354）
びわ支所市民福祉課（☎⑦25253）へ。

しょうがい者福祉手当をご存知ですか？

しょうがいのある人やその養育者に対し、福祉手当を支給しています。対象となる人で手当を受給していない人はお問合わせください。

【対象者】
○特別児童扶養手当
心身に中度以上のしょうがいがある20歳未満の人在宅で養育している人
○特別障害者手当
心身に著しく重度のしょうがいがあるために常時介護が必要な20歳以上の在宅の人

※身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けておられない人もしょうがいの程度により対象となる場合がありますので、ご相談ください。
※本人および配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上あるときは支給されません。

○障害児福祉手当
心身に重度のしょうがいがあるために常時介護が必要な20歳未満の在宅の人

お知らせ

確定申告説明会と申告相談のご案内

○所得税・消費税の決算・確定申告説明会

開催日	説明内容	会場	開催時間
1月28日（月）	確定申告書各様式の記載方法等	長浜文化芸術会館（大島町）	13:00～16:00

○サラリーマンや年金受給者のための申告会場

確定申告期間前に、年金受給者と給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職（者）に係る還付申告会場を開設します。

開催日	会場	開催時間
2月1日(金), 7日(木), 8日(金)	長浜市民交流センター（地福寺町）	9:00～12:00
2月4日(月)	長浜市役所 浅井支所（内保町）	13:00～15:30

○事業（農業）所得者のための地区相談会

開催日	会場	開催時間
2月18日(月), 19日(火), 20日(水) 3月3日(月), 4日(火)	長浜商工会議所(高田町)	9:30～12:00 13:00～16:00
2月26日(火)	虎姫町商工会館(虎姫町)	

お問合せは、長浜税務署（☎②6144）へ。

年末調整や確定申告で
障害者控除を

次に該当する高齢者の方や、その高齢者を扶養されている方は、年末調整や確定申告で、障害者控除を受けることができます。

控除を受けるには、認定書が必要です。次の窓口で申請を行ってください。

《対象者》

介護保険の認定を受け、次のいずれかに該当する方

○介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること

○介護認定調査票で「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であること

《認定書交付窓口》

○市役所東別館高齢福祉介護課

（☎⑥7789）

○浅井支所市民福祉課

（☎⑦4354）

○びわ支所市民福祉課

（☎⑦25253）

認定書のお問合せは、各認定書交付窓口へ。税の控除に関するお問合せは、税務課市民税・国保料グループ（☎⑥6524）へ。

寝たきり等的高齢者のみなさんへ
紙おむつ代等の助成と
理美容サービス

寝たきり等の高齢者のみなさんに気持ちよく過ごしていただくため、次の助成とサービスを実施しています。

○紙おむつ代などの助成

紙おむつ・おむつカバーと引換ができる助成券（2万7千円分）を年2回交付

○理美容サービス

理美容店がご家庭を訪問し、理美容サービスを実施

【対象】

平成19年7月1日から12月31までのうち3か月以上在宅で生活していた所得税非課税世帯の人で、次のいずれかに該当する人

- ・平成19年7月1日時点で、介護保険法による要介護4、5の認定を受けている人（ただし、紙おむつ代の助成は要介護3を含む）
- ・平成12年3月末まで高齢者介護激励金の対象であった人
- ・特別しょうがい者手当受給者・福祉手当受給者

【受付期間】

1月4日（金）～31日（木）の平日午前8時30分～午後5時15分

お問合せは、高齢福祉介護課（☎⑥7789）浅井支所市民福祉課（☎⑦4354）びわ支所市民福祉課（☎⑦25253）へ。

市県民税(第4期)
納付のお願い

1月31日は市県民税第4期の納期限です。納付書で納めていただいている方は、お手元にある納付書の「期別」「納期限」をご確認の上、忘れずに納付してください。

※今年度から9月に第2期、第3期及び第4期の納付書を一括で送付しています。

固定資産税(第4期)の納期限は1月4日でした。お納め忘れの方は、至急納付してください。1月下旬には「督促状」が発行されることになり、督促手数料100円がかかります。納付書が見当たらない場合は、税務課・各支所市民福祉課で再発行を行いますのでお申し出ください。

◆市税の納付は「確実」「便利」「安全」な「口座振替」をぜひご利用ください。

○一度申し込めば納期ごとに、指定していただいた預金口座から自動的に振り替えでき、納め忘れがなく確実です。

○納付書と現金を持って金融機関や市役所の窓口に出向く必要がないので、便利で安全です。

○金融機関・市役所・各支所で簡単に申し込みできます。（通帳、口座お届け印をお持ちください。）

お問合せは、税務課（☎⑥6524）へ。

20歳がスタート！
「国民年金」

国民年金はすべての公的年金の基礎となるもので、日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。学生の方も加入しなければなりません。

公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支え、今の現役世代が高齢世代になったときには次の世代が支えるという「世代と世代の支えあい」のしくみで成り立っています。

20歳を迎えられるこの機会にしっかりと人生計画を立て、自分自身の将来のため、国民年金に加入し、保険料を納めてください。

20歳を迎えられるすべての方を対象として、20歳の誕生月の前月に「国民年金被保険者調査・資格取得届」（はがき）を送りしています。必要事項を記入のうえ社会保険事務所まで返送してください。

お問合せは、滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課（☎0749-23-1114）へ。